| | | |
|---|---|---|
| 一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第二項又は第三十条第二項において準用する場合を含む。）の証明書類 | （略） | （略） |
| 第十条第一項（第二十二条（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届 | | |
| 第十八条第六号の育児短時間勤務計画書 | | |
| 十三～二十　（略） | | |
| 備考 | | |
| 一～三　（略） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第二項（第六条、第十条第三項（第二十二条（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第二項又は第三十条第二項において準用する場合を含む。）の証明書類 | （略） | （略） |
| 第十条第一項（第二十二条（第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届 | | |
| 十三～二十　（略） | | |
| 備考 | | |
| 一～三　（略） | | |

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇（職員の育児休業等）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇（職員の育児休業等）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。